

文 教 厚 生 建 設 委 員 会
令和5年12月11日(月)
午前9時29分開議

議員定数 9名

出席議員 9名

堀内 和久	垣内 憲一
板橋 真弓	岡本 喜好
梅本 知江	高本 勝次
岡本 安弘	辻本 勉
土井裕美子	

他に 議長 森下 伸吾

会議に付した事件

1. 議案第12号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
2. 議案第15号 橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地地区画整理事業の終了に伴う関係条例の整理に関する条例について
3. 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について
4. 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について
5. 請願第2号 学校給食費の無償化の継続実施を求める請願について
6. 報告等(橋本市空き家等対策プロモーション計画策定について)
7. 報告等(橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会からの答申について)
8. 陳情等(和歌山県腎友会による要望書)
9. 陳情等(年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情)

説明員

副市長	小原 秀紀	教育長	今田 実
危機管理監	廣畑 浩	総合政策部長	土井加奈子
政策企画課長	中岡 勝則	総務部長	井上 稔章
財政課長	三浦 康広	消防長	永井 智之
経済推進部長	北岡 慶久	建設部長	西前 克彦
都市整備課長	茶原 正人	まちづくり課長	中村 充隆
建築住宅課長	石井 隆博	上下水道部長	堤 健
健康福祉部長	久保 雅裕	保険年金課長	丸賀 啓史
こども課長	萱野 健治	病院事務局長	池之内正行

教 育 部 長	堀 畑	明 秀
学校教育課長	大 谷	裕 幸
中央公民館長	中 田	幸
監査委員事務局長	櫻 井	康 雄

教育総務課長	岡 一 行
生涯学習課長	長谷川典史
会計管理者	大岡 久子

その他関係職員

職務のため出席した者
事務局次長

笹 山	奨
-----	---

議事調査係長	長谷川裕子
--------	-------

(午前9時29分 開議)

○委員長（堀内和久君） おはようございます。数分早いんですけども、揃ってるようですので始めさせていただきます。よろしくお願いします。

ただ今の出席委員は9人で全員であります。

これより文教厚生建設委員会を開会いたします。

本日の審査・協議事項は、12月7日の本会議において本委員会に付託された議案第12号、第15号、第26号、第27号、並びに請願第2号のほか、お手元に配付の事項についてであります。

それでは、これより審査に入ります。

1 議案第12号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○委員長（堀内和久君） 議案第12号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君） おはようございます。

議案第12号 橋本市国民健康保険税の条例の一部を改正する条例について、お配りいたしております資料にてご説明をさせていただきます。

1番の条例改正の理由についてでございますが、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」の施行に伴い、令和6年1月1日から出産被保険者に係る産前産後の期間の所得割保険税及び被保険者均等割保険税の軽減措置が講じられることになりました。これに伴い、橋本市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

2番、改正の内容についてでございますが、子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者の産前

産後期間相当分、4ヶ月分の国民健康保険税が軽減されます。

具体的には、出産の予定日または出産日が属する月の前月から出産予定日または出産日が属する月の翌々月の計4ヶ月間の保険税を減額することとしています。

多胎児妊娠・出産の場合は、出産の予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間を減額することとなっています。

次に、3、対象となる方、受付期間についてでございますが、令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象となり、妊娠85日以上の出産が対象です。

対象となる出産の考え方は、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も対象となります。出産予定日の6ヶ月前から届け出ができ、出産後の届け出も可能です。

次に4、国民健康保険税の軽減方法についてでございますが、出産する被保険者の、その年度に納める保険税の所得割額と、均等割額から出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月（「産前産後期間」という。）相当分が減額されます。

下に図で示していますとおり、単胎児の方ですと、出産予定月または出産月を挟んで前1ヶ月と後2ヶ月の計4ヶ月間、所得割保険税と均等割保険税が減額されます。

多胎児の方ですと、出産予定月または出産月を挟んで、前3ヶ月と後2ヶ月の計6ヶ月間、保険税が減額されます。

次ページをご覧ください。

今回の改正で一番早い対象となる出産予定月、令和5年11月に出産予定の場合、下の図の例1にも示していますが、令和5年度においては、産前産後期間のうち、令和6年1月の期間分のみ保険税が減額されます。これは令和6年1月1日より法が施行されるためです。

図の例2、例3については、それぞれ12月出産予定の場合は、1月、2月の2ヶ月間。1月出産予定の場合は、1月から3月の3ヶ月間が減額対象となります。

また、保険税が減額された場合払い過ぎになった保険税は還付されます。

5番、届け出に必要な書類につきましては、保険税の軽減届出書、母子健康手帳などが必要になります。

条例の施行期日につきましては、令和6年1月1日からとなります。

説明につきましては以上でございます

○委員長（堀内和久君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君）一点確認させていたただきたいんですけども、死産、流産、早産、妊娠、人工妊娠中絶の場合に、計算というのは出産、要は死産された月をもって出産予定月とするのか、それとも、本来生まれる予定だった月を計算日にするのか。どちらなんでしょうか。

○委員長（堀内和久君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）その場合の計算の基準は死産、流産、早産等その事象が起こった月になると思います。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

垣内副委員長。

○副委員長（垣内憲一君）おはようございます。

5番の届け出に必要な書類なんですけど、一番の保険税軽減届出書っていうのは、これはどういった形で本人さんにお伝えするんでしょうか。

○委員長（堀内和久君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）まず制度の周知を、広報等、ホームページ等で行いまして、あと子育て世代包括支援センター等にもこのチラシを入れさせていただくことで、届け出が必要です、様式により届け出が必要です、ということで、周知させていただきます。それで、窓口等でこられた方に対してその届け出書により申請いただく予定であります。

○委員長（堀内和久君）垣内副委員長。

○副委員長（垣内憲一君）そしたら広報みなかったその書類を見なかったっていう人はわからないっちゃうことですか。

○委員長（堀内和久君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）いえ、その部分につきましては、住民基本台帳等に出生登録いただくことになりますので、それらの資料によって把握は可能でございます。

もし、その時点で届け出がこられてない場合は、こちらから勧奨の通知を送らせていただいて、漏れのないように対応していきたいと思っております。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

梅本委員。

○委員（梅本知江君）でも死産とか流産とか、早産の方はわかるかもわかんないですが、情報はわからないですよ。

○委員長（堀内和久君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）そうですね確かにわかりにくいところはあるかと思いますが、妊娠届の数であったりとかっていうところ、いろいろそういう資料っていうんですか、参考にさせていただくような情報を確認いたしまして、把握できるように努めたいと思っております。

○委員長（堀内和久君）梅本委員、よろしいですか。ほかにありませんか、続けて結構ですか。続けてはいいですか。

板橋委員。

○委員（板橋真弓君）人工妊娠中絶の場合でしたら、母子手帳を交付されないというか、例えばですけど、そういった場合は、これってやっぱり申請しないと減免されないっていう形ですかね。その辺お願いします。

○委員長（堀内和久君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）確かにされない場合もあるんですけども、85日以上ですと、出産育児一時金も対象となり支払われますので、そういったところでも把握できるかと思っております。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長（堀内和久君） 条例改正ですので、漏れのないように尽力していただくということはよくわかりましたので。何かあったら、迅速な対応よろしくをお願いします。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長（堀内和久君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 12 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長（堀内和久君） ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

2 議案第 15 号 橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の終了に伴う関係条例の整理に関する条例について

○委員長（堀内和久君） 次に、議案第 15 号 橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の終了に伴う関係条例の整理に関する条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（中村充隆君） おはようございます。

それでは議案第 15 号 橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の終了に伴う関係条例の整理に関する条例について 説明させていただきます。

議案書の 74 ページから 76 ページになります。

今回の整理に関する条例につきましては、令和 3 年 7 月に中心市街地第一地区土地区画整理事業の換地処分業務が終了し、清算金の徴収交付と補助金返還事務も令和 4 年度をもって終了したことから、中心市街地第一地区土地区画整理事業に関する 4 つの条例を整理させていただくものです。

この整理といいますのは、2 つの条例廃止と 2 つの条例の一部改正となります。

まず、75 ページの第 1 条 橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の施行に関する条例と、第 2 条 橋本土地区画整理事業基金条例は、事業が終了したことによる廃止です。

次に第 3 条、橋本市再開発住宅設置及び管理条例と、75 ページの下側にあります、第 4 条 橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例。改正法は、76 ページにありますが、それぞれの条項の前に、下線部の令和 3 年 7 月 9 日付で、和歌山県知事から、土地区画整理法第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告があったことにより終了した、を追加し、一部改正するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（堀内和久君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長（堀内和久君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長（堀内和久君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 15 号 橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の終了に伴う関係条例の整理に関する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長（堀内和久君） ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

3 議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について

○委員長（堀内和久君） 次に、議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（萱野健治君） 皆さんおはようございます。

それでは議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について 説明させていただきます。議案書は 159 ページになります。

本議案に係る公の施設の名称は、橋本市立高野口こども園でございます。

高野口こども園につきましては、4 つの保育園、1 つの幼稚園を統廃合し、市内で初めての認定こども園として、平成 21 年 4 月に開園しました。

本年度で開園 15 年を迎えまして令和 6 年 3 月に 3 期目となる 5 年間の指定管理期間が終了しますので、この度、第 4 期の指定管理者の公募を行いました。

本議案は先に開催した選定委員会で、指定管理の候補者として選定された、社会福祉法人子どもの家福祉会に引き続き指定管理者として園の運営をいただきたい旨の議案となっております。

それでは資料に基づき説明させていただきます。

まず資料の 1 ページと 2 ページには高野口こども園の概要を載せております。

主な内容を説明いたします。

まず 4 の定員ですが、施設の定員は 180 名となっております。

5 の園児数の推移には、ここ 5 年間の園児数の一覧表を掲載しております。

なお、5 年間の平均園児数は約 121 名というふうになっております。

3 ページにいきまして、7 に施設長と職員数です。

現在園長は中江理恵さんです。公立保育園の保育士として乳幼児保育に従事された後、平成 21 年から今回の社会福祉法人に所属されまして、平成 29 年から現在に至るまで園長として、保護者ニーズに対応した保育サービスの提供にご尽力されています。長年の経験を生かし、若手職員の育成や保護者のよき相談相手、また地域住民との調整などに努められ、地域に根差した園の運営を行っておられます。

職員は現在 32 名の方が高野口こども園に在籍されております。

8、実施事業はご覧のとおりです。

保育、幼児教育事業のほか子育て支援事業、子育て支援拠点事業等を行っております。

次、続きまして 9 が今回の指定管理の候補者についてでございます。

(1) 法人名は社会福祉法人子どもの家福祉会です。兵庫県姫路市を中心に、高野口こども園のほか、14 の施設を運営しております。

(6) ですが、同法人は、教育・保育の理念として「子どもの権利を尊重し、子どもが豊かに生きることのできるこども園を創る」を掲げまして、これに基づき、生きる力を育てる、子ども理解、家庭・子ども相談支援、の 3 つを教育・保育の方針として、自分で考え判断できる子ども、自己管理できる子ども、思いやりがある子どもの育成を目標に、実践が続けられています。

(8) ですが、さきに開催した高野口こども園指定管理者選定委員会においては、委員 6 名による採点で 100 点満点中平均 84.2 点を獲得しております。この選定委員会による候補者の選定の経過を次に説明させていただきます。

3 ページをお願いいたします。第 4 期指定管理候補者の選定経過です。

橋本市指定管理者選定委員会条例に基づき、指定管理の候補者を公正かつ適正に選

定するため、高野口こども園指定管理者選定委員会を設置しました。

今回公募を行ったところ、応募があったのは、現指定管理者の1法人のみでした。

委員6名による審査の結果、社会福祉法人子どもの家福祉会が基準点を上回る点数を獲得し、第4期指定管理者の候補者として選定されております。

2は選定経過の一覧表になってます。

9月27日と、10月29日の2回にわたる選定委員会のほか、12月23日の現地視察を挟みまして、書類審査とプレゼンテーションにより審査を行いました。

3は選定委員会の組織になっております。

委員の構成ですが、学識経験者が1名、橋本市保育園こども園保護者会代表1名。橋本市幼稚園PTA代表1名、高野口こども園保護者代表1名。元和歌山県幼児教育アドバイザー1名、市職員として健康福祉部長の計6名で構成しております。男性3名、女性3名というふうになっております。

そして審査基準が次の4ページのとおりとなります。

7つの基準項目をもとに、小項目を設定しまして全部で13項目について審査を行い、合計100点で60点以上の最高得点の応募法人を指定管理候補者と選定するより決めました。

応募は1法人となりましたが、教・育保育理念や運営方針をはじめ、保育士の配置、園の財務状況、給食、安全衛生面などの各指定について書類審査が行われ、プレゼンテーション当日は、理事長及び園長より法人が大事にしている教育・保育理念や、園の教育・保育の様子を中心に発表されまして、その後各委員による質疑、意見交換が行われました。

5が選定委員会の採点結果となります。

平均84.2点を獲得し、第4期こども園の指定管理者として選定されました。

5ページをお願いします。

ここでは先ほどの選定委員会の審査と並行しまして、橋本市における第3期高野口

こども園の現指定管理者の3つの視点による評価と総合評価を示しております。

3つの評価とは、保護者アンケートに基づく評価、市職員による現地調査等に基づく評価、財務状況の評価となっています。それぞれ詳しい資料は7ページから14ページの方に添付させていただいております。

まず1つ目の評価、保護者アンケートに基づく評価についてですが、この第3期を含む過去5年間の年度別アンケートの結果を見ますと、全体的に高い評価を保持しております。

次の7ページから保護者アンケートの詳細を添付しておりますけれども、相対的に評価が高いいくつかの項目について、ここに挙げさせていただきました。

問2、「お子さんと職員との関係は良いですか」98.8%。問3、「懇談会、参観、各種行事などを通して、お子さんの成長を感じましたか」100%。問11、「献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の内容がわかるようになっていませんか」100%。問24、「保護者の理解を得ながら、子どもにとってよりよい教育・保育・行事等が行われていると思いますか」100%。問26、「園の安全対策は十分とられていると思いますか」98.8%となっています。

それに対しまして相対的に低い、評価がやや低い項目についてですが、問13、「親子参加行事等を通じて、保護者同士の繋がりを感じられましたか」89.2%があります。

89.2%と十分高いんですけれども、詳細の年度別の経過が8ページにありますけれども、年度別の比較を見ますと、コロナ禍の影響があったと思われるにも関わらず、年々評価が上昇してきておるということで、努力してらっしゃるというのが伺えるかなというふうに考えております。

これらを含めアンケートに基づく評価としては、アンダーラインのところですが、例年95%以上が肯定的な評価となっております。法人の保育理念が保護者に理解され、常に一定の努力、改善等をして

いることがアンケートからうかがえると考えております。

次に2つ目の評価、市職員による現地調査等に基づく評価です。

資料は12から13ページとなります。

こちらは本市職員による令和4年度の現地調査及び公設民営保育園の評価項目に基づく結果を示してございます。

こども課所属の園長経験者、給食の栄養士が保育園管理運営に関する協定の仕様書に基づき、園訪問を行いまして、保護観察等を実施しました。

保護者アンケート等で課題を残した項目に対し、助言、指導及び法人職員との定期会議を実施することで改善・指導を行っています。

その結果、運営状況について、評価項目を大項目で4分類に分類し、これらをさらに細分化した項目について厳正に評価をいたしております。

A B Cの3段階で評価をしますが、今回については、小項目41項目あるんですが、そのうち37項目でAという評価結果になっており、総合評価もA、一番良いという判断となっております。

続きまして3つ目の評価、財務状況に関する法人の評価です。

資料は14ページになります。

担当のこども課では、例年、児童福祉法に基づく実地指導を行っておりますけれども、これとは別に、直近の2年間、令和3年度、令和4年度の決算状況について、大阪府が社会福祉法人の認可にあたって採用している基準を参考に審査をいたしております。

一部、望ましい基準値をクリアしていない項目がありましたけれども、総合的に見ると、当該法人は概ね健全な財務運営を行っている判断しました。

最後に総括となります。6ページになります。

高野口こども園は子どもの権利を尊重し、子どもが豊かに生きることのできるこども園を作るという教育・保育理念を掲げ、平

成21年4月の開園当初から社会福祉法人子どもの家福祉会が指定管理を担い、現在で約14年8ヶ月の運営実績があります。

現在の指定管理、第3期の5年間におきましても、法人及び職員の継続的な努力により運営方針への保護者理解が得られ、一定の信頼と高い評価を維持していると考えます。

指定管理者としては十分にその責務を果たしており、職員も、保護者及び子どもとの信頼関係の上で教育保育を実施していることがうかがえます。

これらの実績もあり、また本年度実施した高野口こども園指定管理者選定委員会においても高い評価を得たことから、第4期指定管理の候補者として選定したものです。

以上により、令和6年度から令和15年度の10年間においても、社会福祉法人子どもの家福祉会を高野口こども園の指定管理者として選定いたしたく、本議会の議決を求めます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（堀内和久君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本勉君）指定期間が5年から10年ということになってるんですけども、その辺をちょっと伸ばした理由っていうか。あと橋本市ろいろんなところに指定管理をお願いしておるんですけども、それはすべてが今後、指定期間が10年にする方針になってるんかどうか。その辺ちょっと答弁いただけますか。

○委員長（堀内和久君）こども課長。

○こども課長（萱野健治君）まず指定管理期間の5年から10年に改正したんですけども、これにつきましては、本年3月の議会の方に諮らせていただいて条例改正を行いまして、延長したものです。

ねらいとしては、長期間とすることで継続的で安定した運営を行っていただけないことから延長したものとなります。

ですので、他の園につきましても今後同様の指定管理の期間というふうになります。以上です。

○委員長（堀内和久君） ほかにありませんか。

土井委員。

○委員（土井裕美子君） このこども園は、橋本市で初めて設定された、合併後初めてのこども園ってということで、設立っていうか作られた時には、いろんな運動もございまして、注目されてるところでございまして。14年経ったってということで、大分保護者様のアンケートを見ましても、100%とか90%も多く、満足度が高くなってきたなっていうのがございます。

ここの法人さんは独特の教育方針を持ってられまして、子どもたちの自主性を育てるっていうことを中心にやってられました。

なかなか開園当時はですね、今までの保育のやり方と少し違うような、子どもたちにしっかりと考えさせるっていう保育をさせていただいておりますので、なかなかすぐには、受け入れていただけない部分もあって、当初は確か、もう少しアンケートが低かったように感じておりますが、現在ですね、その当時はですね、小学校に上がった子どもさんが、なかなか小学校で、ここから卒園されたときに、席につけなくて割と自由にウロウロしてしまうというようなことをおっしゃってた方もいらっしゃったんですが、その辺のところ今はどのような感じになっているか、把握されておられますでしょうか。

○委員長（堀内和久君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） 当初はそういう話があったかもわからないですけども、いま現在ではそういう話は、こちらの方では来ておりませんので改善して、保育方針が浸透して、ずっとやってらっしゃるのかなというふうに思っております。

○委員長（堀内和久君） 土井委員。

○委員（土井裕美子君） ありがとうございます。

やっとここの理事長さんたちが考えてらっしゃる、保育理念っていうのが浸透してきて、本当に子どもたち自身が考えて行動できるような生きる力を育むような教育・保育をしていただいているのかなっていうことも感じますし、また保護者アンケートの間18の、園は友達の気持ちを考えることの大切さを伝えていると感じますっていうことでは、保護者さんの意見ですかねこれ。子ども同士のけんかなどでも、なぜそうなったのかを、落ち着いてからしっかり話をしてくださって、それを親にも伝えてくれているのでありがたいですっていうのは大変素晴らしいコメントもありますので。だんだんと浸透してきて、こども園になってきていただいてよかったなっていう感じはします。これは感想なんで質問ではないんですけども。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（堀内和久君） 答弁いいですか。

○委員（土井裕美子君） 答弁いいです。

○委員長（堀内和久君） ほかにありませんか。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） すいません。

ちょっと、基本的には肯定的に思ってます。なんていうのかな、きめ細かい審査していただいてこども課には敬意を感じます。

10年になるんで、最近の社会情勢ですね、電気代価格高騰とか、ガソリンとか上がってるんですけど、10年ってのはグラフ読めんと思うんですけども、この辺の何%ぐらい、お金の部分ですね、どれぐらい計上で乗せたったんかとか、その辺ちょっとまず教えていただけますか。概ねで結構ですよ。

○副委員長（垣内憲一君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） 直接的にいくっていうことはないんですけども、物価の高騰分につきましては、公定価格、国が決める保育の単価があるんですけども、そちらの方には反映されておりますので、上がっているというふうに認識しています。

ごめんなさい、いま金額の方についてはちょっと把握しておりませんが、物価高騰の部分は公定価格の方に反映されて園の方へ行っているというふうに考えております。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） その辺はよろしくお願いします。後日の数字の報告は結構です。

ついていくということで、財務状況でね、価格高騰で数年経ったらかなりダメージくろう時あるので、その辺はお願いいたします。

この基準点についてですけども、6人の点数つけた方がおると、その中の1人が健康福祉部長で90点台つけとんのは多分、健康福祉部長だろうと思うんですけども。何かちょっとばらつきを感じるんですね。70点台と90点台ってこう平均86だったら素晴らしい数字なんですけど、このばらつきのアップダウンはこう、こども課長としてはどういうふうなご判断というかどういう印象をお持ちですか。

○副委員長（垣内憲一君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） 審査の評価ということで、多分評価の主観が入るので、数値化されたものではないので難しいところがあるんですけども。採点は5段階で行いまして、3点というのが最低基準で、この程度という過去の内容でしたら、任せられるという基準でというふうに説明させていただいて、それ以上の場合は4点。あるいは最高が5点、期待以上が5点、まあ最高が5点ですかね、というふうにしましたので、審査員の方のお気持ち次第ではあるところは実際はあるのかなと。

ただ中心点を決めさせてもらって、この点ですと最低基準点に至ります。3点ですと最低基準の60点に至るという計算になるんですけども、そういう説明をさせていただきました。

ただ審査会、2回にわたってやったんですが、かなり長時間やっていただいて、委員皆さんには良い印象を持っていらっしゃるというのは確認しておるところです。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） すいません。

健康福祉部長が90点っていうのは僕の勝手な推測なんで、お気になさらないように。

3人の方がちょっとこうばらつきあったのが気になったんで、ちなみになんですけども平均が基準点、当局は大体何点ぐらいやったら任せれるであろうというその平均と、最低ラインという数字をちょっと教えといてください、今後の勉強のために

○副委員長（垣内憲一君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） 先ほど申しますけども、60点以上というのが最低です。60点以上の最高特定の方を選定するというふうに公募しましたのでそういう基準になってまして。

5段階の3点が、皆が3点ですと60点という計算になりますのでということで、行っておるところです。

以上です。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） ありがとうございます。あと2つです。

いま15年経過して次の10年で25年のエリアに入ります。ハード、老朽化対策です。この辺はどういうふうな園からの調査を、報告を受けとるのか、またこども課からどういう調査をしているのか、ガタ来るもんもあると思いますし、一番古いこども園ですから、LEDになっところかどうかもちょうと僕、勉強不足なところもありまして、その辺についていかがですか。

○副委員長（垣内憲一君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） 個別施設計画を立てておりまして、一番これがこども園開園の初めのところでしたので、一番順番的には早いところに入ってるんですけども。確か令和10年度以降になるのかなというふうには聞いてます。

園の方も私も何回か行かせていただいたんですけども、紀州材を使った園舎ということで、木目のところが、どうしても傷んできたりっていうふうには聞いてますので。必要な緊急的な修繕につきましては園

と相談の上、修繕をしていきたいなというふうに考えております。

大規模修繕については、令和 10 年度以降でできるだけ早い時期にしたいなというふうに担当課としては考えておるところです。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） LEDと空調はいかがですか。

○副委員長（垣内憲一君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） まずエアコンにつきましては、まだ確定してないですが来年度の当初予算に要求しておるところで、予算が通れば改修していきたいなというふうに考えてます。

LEDにつきましても、それ以降というふうに、それ以降のできるだけ早い時期に替えたいなというふうには考えております。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） そこなんですけどね。ESCOの話になるんですけど。民間価格と行政価格違うと思うんですけどね。

10 年の委託は確定しとんやったら、電気代の推移、価格高騰を考えたときに、省エネタイプに変えたときの差額で 1 台分出るでしょっていう計算式が成り立ってくると思う。だから 5 年契約ではできないけど、10 年契約やったらできるでしょっていう話を。まだ壊れてないのに、もったいないから使わなあかんっていうのも当然正しい判断やけども、10 年の委託をするんやったら、いま替えてあげても、これから支払うであろう電気代で元取るでしょっちゅう計算をしてあげないと。やっぱああいふところには、教育委員会とか、こども課とかにはハードの人がいてない技術屋、設計がいてないので、これはやっぱり当局側から投げていかんとあかんのかなと。

LED化することでどれだけランニングコスト下がると。その 10 年分でLEDできるでしょって、橋本市のこれと一緒にじゃないですか。基金条例あるけども 10 年でこうやろうっちゅうて、やったわけですから、子どもに対する環境とここでCO2削減とかもなろうかと思うんで、SDGsをうた

っとるんであれば、これ今のこども課長やってくれると思うんで、費用対効果の話ですわ。その辺はもう任意で結構です。

最後に聞いておきます。

180 人のキャパに対して平均 120。利益的な営業の話ですけども、何人まで営業っちゃうのは成り立つんかなと。

少子化のやっぱり、波っちゃうのはこれからさらに加速してきて、定住で補えなかった時、高野口っちゃう地域がどうなるか。

推移 10 年で考えたときに、例えば 180 のキャパで、70 人とかになったらこれ、10 年の契約して、途中でアウトにならんのかなとか、そういう話。でまたそこで、民設民営も守らなあかん、公設公営は受け皿である。公設民営の、一応学校区っていうのがあるのかないのか。これは別として、何人まで耐えられるんかっていうところをちゃんと定めておかないと、偏ったらやっぱり、具合悪いかなど。逆に言えば失礼を言うんですよ、誤解を恐れずやったら、子どもの分母に対してつぶれる順番。閉めていく順番というのはどうなっとんかとか。これ現実だと思うんです数字の。その辺についてはどういうお考えを持っておられますか。

○副委員長（垣内憲一君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） まず子どもの数につきましては、やはり全国的な少子高齢化の影響もあって人口減少もあります。全体的な分母としては下がってくるってのは否めないかなというふうに思ってます。

あと、園の運営に関しては定員 180 人ということで、園の施設としては 180 人まで保育できる施設かなというふうに考えてるんですけども、実際の定員といいますと、雇用する保育士さんの数であるとか、そういうことも影響してくるのかなというふうに思います。

数につきましては、こども子育て支援事業計画というのがありまして、これも令和 6 年度に終了しますので、今年度来年度にかけて見直しをかけるんですけれども、その中で、人口の推移でありますとかって

うのを勘案して、必要な保育の量っていうのを推計していくというふうなことをしております。

そういった作業をする中で、将来的にこういった課題がありますよというのは、当然園の方にもお伝えしていかなあかんのかなというふうには考えてますので。

この法人から潰れるとかって言った話では無しに、こういう状況ですよというのは、随時の園の方にお伝えして、相談あるいは経営についても相談に乗りますし、ということであるんですけれども。

まずは推計、人の量っていうのを把握して、情報を園の方と市の方で共有するということから、対策については考えていきたいなというふうに考えております。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） もう最後です。これは10年の契約は別に良しとしてるんで問題ないんですけども、10年の契約をすることによってこの180分の平均120っちゅうのが、これ100を割ってきた時に、ただ保育士下げるだけね、市役所もそうじゃないですか。人口減ってきたさかいに職員減らせとそんなわけにはいかんわけであって、この辺の対応というのはやっぱりある程度ついていかなあかん。

で、やっぱり子どもの数が減ってはいかんのですけども、減っていった時に、どこかがやっぱり閉めるということは10年ってかなり長いすわ。だからいま管理職の人10年だったら、多分いないでしょ。50代なん。だからその辺はやっぱりこう、先送りにならないような、3年後5年後のビジョンというのはやっぱり園と意思疎通を取っていただきたい。どこもつぶれてはいかんのですけど、でもやっぱり現実っちゅうのはついて回るので、その辺はもう信頼しますんで、よろしく願いいたします。

答弁だけください。

○副委員長（垣内憲一君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） 委員長おっしゃるとおりと同じように考えております。

市としては、子育てに手厚くということでやってきておりますので、財政的な面で言いますと、国への要望等もありますし、市独自の予算確保ということも考えながら、子どもたちのためによりよい保育を提供するような、ということで園とも情報共有しながら進めたいというふうに考えております。

○委員長（堀内和久君） ほかにありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本安弘君） すいません先ほど委員長おっしゃった点数採点結果の件数のばらつきの件なんですけど。

前のページにその選考委員会さんの学識経験者の1番から6番まであって、AからFがあります。これがリンクしてるのかなと思って、委員長もおっしゃったように90点が健康福祉部長なのかなということ僕も思ってたんですけど。リンクしてないということですので、そうしたときに3名ですね、こども園保護者会の代表の方、幼稚園のPTA、そして高野口こども園でお世話になってる保護者代表の方で、もう点数つけておられます。

そうしたときに70点って平均高い点数なんですけど、この現役で子育てされてる方がもし今70点台をつけておられた場合には、やっぱりその辺、実際に子育てしてて、見聞きした中での点数やと思いますので、その辺のところをもし70点台のところに当てはまるのであれば、しっかりとその方たちの意見というのをしっかりと吸い上げていただいて、改善しないといけないところがもしあるのであれば、しっかりとそれに向けて取り組んでいただきたいと思うんですけどその辺いかがですか。

○委員長（堀内和久君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） 採点結果の委員につきましては、特定することは公表しておりませんのでちょっとこの場では控えますけれども、おっしゃるとおりだと思いますので、採点の経過につきまして透明性を確保するために、議事録というのをまた

公開させていただきますし、園の方へも、
こういふことで話が合ったよということを
伝えて対応するように一緒に考えていき
たいというふうに思います。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ないようですので、
これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方あ
りませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）討論がありません
ので、討論を終結いたします。

これより、議案第 26 号 公の施設の指定
管理者の指定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと
決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ご異議がありませ
んので、本案は、原案のとおり可決すべき
ものと決しました。

4 議案第 27 号 公の施設の指定管理者の 指定について

○委員長（堀内和久君）次に、議案第 27 号
公の施設の指定管理者の指定について を
議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君）皆さんおは
ようございます。

議案第 27 号、160 ページをご覧ください。
公の施設の指定管理者の指定について議案
とさせていただきます。

場所の方は、橋本市産業文化会館、橋本
市温水プールです。

指定管理者は、橋本市清水 543 番地の 1、
公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社
です。

指定管理期間については、令和 6 年 4 月
1 日から令和 8 年 3 月 31 日の 2 年間となっ
ております。

事前にお配りさせていただいております、
文教厚生建設委員会説明資料についてご覧
いただきたいと思います。こちらの内容に
沿ってご説明させていただきます。

橋本市産業文化会館の概要については、
所在地橋本市高野口町向島 135 番地。建物概
要は敷地面積 5564.86 m²、延床面積 1835.56
m²。規模、構造等は鉄筋コンクリート造、
地上 3 階建てとなっております。

施設内容につきましては、1 階と 2 階、
3 階のところにありまして、中を見ていた
だけたらと思っております。特に大ホール
というところは、橋本市としては、いま現
在、大きいホールとしてはここだけとなっ
ております。

駐車場が 139 台、身体障害者スペースを含
んでおります。

橋本市温水プールの概要については、所
在地は同じ場所となっております。
建物の概要については延床面積 1567.9 m²と
なっております。

施設内容としましては、1 階に大プール
がありまして、それ以外にロビー、事務所、
トイレ、シャワー室、サウナ室、機械室が
あります。

2 階が小プールとなっております。幼児
向けの小プールとなっております。

駐車場は 94 台となっております。

続きまして、指定管理業務の概要につい
てご説明させていただきます。

指定管理の期間は令和 6 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日までの 2 カ年です。

主な業務内容としましては、橋本市産業
文化会館並びに温水プールの管理運営に係
る下記の業務となっております。

施設の利用の許可に関する業務、施設の
利用に係る料金に関する業務、施設の維持
管理及び施設の保守点検等に係る業務。備
品管理に関する業務、利用者の安全管理に
関する業務、統計資料の作成、報告に関す
る業務となっております。

続きまして、指定管理をする公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社についてご説明させていただきます。

設立は平成9年となっております。

従業員数は、69名となっております、橋本市公益財団法人橋本市スポーツ振興公社が出捐者となっております。

目的は、文化、スポーツ、レクリエーションの振興と、緑溢れる住みよい環境の創造及び地域交流に関する事業を行い、もって、広く住民の健康で豊かな生活と市民サービスの一層の向上に努め、住民福祉の増進と地域社会の健全の発展に寄与することを目的とする、とあります。

事業実績については、当該施設に係る職歴としまして、平成22年から平成24年を第1期としまして、令和2年から令和5年の今年度の第4期まで、管理運営をしていたいております。

他の施設における管理運営としましては、維持管理業務の実績として、平成9年から現在までの27年間、橋本市民会館、平成9年から現在まで、社会体育施設、都市公園平成11年から現在までの25年間、和歌山県立橋本体育館を維持管理していただいております。

指定管理業者の選定についてなんですけれども、利用人数の推移を見ていただきたいと思います。

コロナ禍の関係で、令和2年、3年、4年と大幅に減少しております。

令和5年度については、現状なんですけれどもまだ少なくなってるんですけども、いま利用者の方が増えてきております。

次のページ3ページに移りまして、温水プールをご覧ください。

上の折れ線グラフが利用者の人数となっております。

先ほどご説明させていただいたとおり、令和元年度から令和2年、3年、4年と大きく下がっておりますが、徐々に利用者の方は増えております。

ただし、産業文化会館よりもですね、温水プールの方の利用者の方が、要は元年度

当初に比べて、まだ戻ってきてないというのが現状となっております。

全体の利用人数及び利用料収入については、令和5年度は新型コロナウイルス感染症のため、大幅に減少となりましたが、令和3年、4年と徐々に増加しております。今後はコロナ前以上の利用を目指していきます。

また、指定管理料及び利用料収入の推移を見ると、これは下のところになります。

指定管理料の方は増加しております。利用料収入については、大きく増えておりませんが、コロナ補填や文化スポーツ振興公社による補填で、賄っているというような現状でございます。

4ページ、モニタリングによる評価です。

施設の管理運営に関し、協定に従い、適正かつ十分なサービスが提供されているか現地調査、管理運営状況の評価を行い、必要に応じて改善に向けた指導、助言を行うためのモニタリングを毎年実施しています。概ね適正であると評価しております。

開館日数・利用日数については、毎月の月次報告により、正当な臨時休暇を除き、適切に開館されていまして。

事業の実施状況については、公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社発行誌面「Action」によってイベントの開催広報を行い、自主事業の集約に努めています。また、必要に応じてポスター等を掲示しまして、利用者の方にご案内をさせていただいております。

利用者からの苦情については、施設の運用にあたり、管理者である中央公民館へは、利用者からの不満や意見は、概ね寄せられておりません。

収支状況については、電気代の高騰による維持管理費の増加や、使用料収入の減少の中、コロナ補填や文化スポーツ振興公社の補填により、収支の均衡を保っていただいております。

施設整備としまして、施設の老朽化の中で修繕を行いながら、利用者にも不都合が出

ないように、利用提供を行っている現状です。

アンケート結果については、別紙の方をご覧ください。別紙の方は、すいませんページ数を入れてないんですけれども、5ページの後になっております。

橋本市産業文化会館利用者アンケート調査の集計結果と、橋本市温水プール利用者アンケート用紙集計表、アンケート回収枚数 121 通の方をまたご覧ください。

4 番、指定管理者の選定について、指定管理者の更新にあつては、現指定管理に係る管理運営状況を確認しつつ、指定管理者と協議を行い、更新の意思を確認しました。

11 月に関係職員も含めた指定管理者検討会議を開催し、プレゼンテーション形式で、指定管理者より、事業計画等について説明をいただきました。

プレゼンテーションでの暫定評価は全体的に高かったということです。

利用者数、利用率、利用者サービス向上策としましては、新たに大ホールでのリハーサル的な使用の推進を図っていきたいと思っております。

例えばサークル活動など、ホールで日中の利用者が少ない時間帯に、そういったサークルの利用を促進する等を促していきたいと思っております。

プールでは、市内民間施設にはない無料講座を火曜日から金曜日に開催し、一般利用者の増加を図っています。地域に密着した環境づくりに努めています。

年末の開館期間を延長しまして、会員及び地域選手の泳力向上に努めております。

自主事業としましては、新たな取り組みとして、全館を使ったフリーマーケットの開催を比較しております。今年度も実施させていただいております。

スタンウェイピアノを活用した事業の展開で、ピアノコンサートや、試奏会を実施しています。

5 ページになります。

収支計画における費用低減の工夫・取り組みについては、舞台音響等については外

部委託をせず、技術を持った職員を配置し、来場者の入場料負担の軽減に努めております。

音響施設等を職員が担うことで、その利用者の方の音響を担うことで、トータルの入場料を低くしていただいております。補助金活用等によるイベントの獲得をしております。特に、宝くじのまちの音楽会等は、補助金等を使ってイベントを開催する予定としております。

プールの入水スタッフが清掃することにより、清掃スタッフを軽減・削減しました。

教室がない日や、閑散期では、できるだけ最低人数での配置としました。

教室の予約待ちを解消するために、クラス編成の検討をしました。

5 番まとめです。

公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社は、平成 22 年度から、令和 5 年度まで 14 年間、4 期にわたり指定管理者として、橋本市産業文化会館、温水プールの管理運営を行ってきました。

モニタリングプレゼンテーションでの管理運営の評価は良好であり、これまでの実績を生かし、新たな自主事業や、スタンウェイピアノの活用等、引き続き利用者数をふやす事業も計画しています。

また、自主事業について、産業文化会館では、あらゆる年代に参加していただけるような文芸活動事業の検討や、定期的な利用を促す個人サークル向けの舞台練習の利用。

温水プールでは、無料講座の内容を半期ごとに見直し、スイミング教室の入会待ちをなくすために、クラス編制を調整するなど工夫しています。

以上のことを総合的に勘案しし、公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社が橋本市産業文化会館、温水プールの指定管理者として継続することが適当と判断し、議決を求めるものです。

以上です。

ご審議よろしく願いいたします。

○委員長（堀内和久君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君）おはようございます。お聞きしたいんですが、市民会館の方はいま大ホール使えなくなって、よく私理解してないんですけども、市民会館がいずれ使えなくなった時点で、この産業文化会館が、市民会館の代わりになるような位置づけになって、運営も変わっていくのかなと思ってちょっと聞きたいと思います。

○委員長（堀内和久君）中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君）現在、市民会館は大ホールが利用できない状況となっております。そのため、今後、橋本市として大きなホールを持つ、ホールとして継続していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（堀内和久君）橋本市としてはもうその一つでいくという方針でいくっていうような、答えととっていいんですか。

総務部長。

○総務部長（井上稔章君）現在では市民会館のホールは使えませんので、産業文化会館でいくというふうに判断しています。

以上です。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）結局は市民会館を完全に閉鎖した時点でもう市民会館の代わりになるように扱っていくんですね、もう変わってしまうことですか。

○委員長（堀内和久君）高本委員、市民会館はないに等しいというか、使えない使わないので、もう産業文化会館が本市の会館一つということだけ。

ほかにありませんか。

梅本委員。

○委員（梅本知江君）時々産業文化会館をお借りしてお世話になってるんですけど、1階のホールのバーカウンターのところ、とてもシャンティなのに、全然活用されて

なくってもったいないなっていつも感じてまして、何かのお考えはございますですか。

○委員長（堀内和久君）中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君）おたしのとおり、バーカウンターは用意しておりますが、現在使われておりません。現状ではまだ利用する計画の方はしておりません。

○委員長（堀内和久君）よろしいですか。

梅本委員。

○委員（梅本知江君）もったいないので何か活用方法、考えていただけたらうれしいと思います。

以上です。

○委員長（堀内和久君）答弁しますか。答弁いいですか。

中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君）ご指摘のとおり、あそこの場所はお食事していただきたりする場所として適当なところであると認識しております。

利用者の方に対しては、飲食のところがですね、できる範囲っていうのが決まっております。それについても、利用方法については今後検討していきたいと思っております。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本 勉君）ここの指定管理期間がね、2年間になっとなつてですね今までずっと3年ぐらいできとったと思うんやけど、何かこの辺の理由っていうのはあるのかな。

○委員長（堀内和久君）中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君）ご指摘のとおり、今年度は2年間となっております。この理由としましては、先ほどこども園でご指摘があったように、電気代の高騰、また人件費の向上等がありまして、それについては、今後ですね、見直しする必要があるかと思っております。

そのためには、期間を短くしまして、状況を十分把握して、次の指定管理に臨みたいと思っております。

○委員長（堀内和久君） よろしいですか。ちょっとわからへんな。2年になった理由がちよっと私はわからなかったんですけど。中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君） 2年になった理由としまして、現在、先ほどお話ししてもらった、電気代の高騰と人件費の向上というものがあるっていうのが1点。そして、昨年度、一昨年度で、外部改修をいたしたんですけども、今後ですね、内部改修も検討しております。

その中で、内部改修した場合の閉館等の必要性もあることから、そういうことも勘案させていただいております。

○委員長（堀内和久君） 閉める期間があるからとりあえず2年にしたということですね。そういうことですね。

辻本委員。

○委員（辻本 勉君） いま説明いただいたんやけど閉める可能性があるって言うたら、これ3年目に締められたら橋本に大きなイベントを打たれへんようになっていうかね、全然なくなってしまうでしょ。もちろん市民会館も使ってないし。どない考えてるんなあという気はするんよ。

ほんまに長いこと、半年ほど休んで大改修するんかよとかね、そうになったら休まなあかんねんけども。

その辺も含めていったら休むにせよ、特別の事情があった場合には、契約書とか、いろいろ中見て話できると思うんやけどね。それと、2年と3年で、理由が物価とか人件費の高騰とかいうのがあるんやけど、これはもう経済情勢でね、いつ何ときあるかわからへんわな。

1年目にあるかわからへん、2年目にあるんかわからん、3年目何もないかわからんし、賃金っていうのはこれは当然上がっていかなあかん部分あるわな。

他の経費っちゅうのは変動があると思うんやけど、賃金っていうのはやっぱり基本的には上げていってやるという方向にあるんでね。それは一定、年何%上げていくんでって人件費は計算できると思うんよ。

その辺も含めていったら、別に3年にしても問題はないと思うんやけどね。

○委員長（堀内和久君） 答弁できますか。中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君） 今年度なんですけれども、今回の文化スポーツ振興公社の職員としまして、会計年度任用職員に相当する方がほとんどとなっております。

今回の議会でもありましたように、会計年度任用職員の金額が大幅に上がっているというところもありまして、そのところで、今後ですね、金額については、まだ不透明なところがあるというふうに判断させていただいております。

○委員長（堀内和久君） いや、館長、3年から2年になった定義が、閉館云々は別として、会計年度さんとかそこで働く人の賃金アップが1年短縮になった理由の根拠にはならないと思うんですけども。それ言い出すと、他の委託先も全部おかしくなると思うんですけど、なぜ3年が2年になったかっていうシンプルな話を辻本委員は聞いとるわけで、理由がないんですか。人件費以外に、人件費と、いま何でしたっけ。会館の改修せなあかんかもしれないっていうこと。別に3年でもいいけるとちゃうん。別にあかんって言うとりわけじゃないんですよ。その理由をちゃんと質疑に対して明確に答えて欲しいと思うんですけど、その辺、教育部長教育長は、いかがですか。きちんとやっぱり中で揉んであげてきとんどしょ。お答えいただけます。議案ですよ。

教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） いまご指摘のとおり、今回、指定管理期間を2年というふうにさせていただいておるんですけども、2年とする理由として、いま館長が説明したとおり、中で話しとった中では、電気代等の、それから物価等の高騰によるものと、そして人件費について、今後どのような影響が出てくるかわからない。

そしてまた、産業文化会館の内部改修を計画しとって、これがどういうふうな形で館の運営に影響するかっていうところが、

まだはっきりと見えてない部分もありましたので、一応2年というふうにいま館長から説明したような理由で2年としたところでございます。

○委員長（堀内和久君） はっきりしてないから2年にしたって、はっきりしなかった単年度でもよかったってこう選択肢出てくると思うんですけど。

暫時休憩いたします。

（午前10時36分休憩）

（午前10時37分再開）

○委員長（堀内和久君） 再開いたします。

教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） 教育委員会といましては、文化スポーツ振興公社の方とも確認をとって、文化スポーツ振興公社の方は一応3年でっていうふうな要望もあったんですけども、教育委員会の方から先ほどご説明した内容で、今回についてはちょっと2年でさせていただきたいということで進めたものでございます。

○委員長（堀内和久君） そんな理由で2年にしたっていうだけなんですか。その改修と価格高騰、人件費だけのためだけに22年にしたっていうことなんですか。

3年目は、またもう1回、また2年で上げてくるということなんですか。今後の見通しはまた2年なんですか。ちょっとそこだけ。

教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） 基本的にはできるだけ、3年もしくは5年でというふうに考えていきたいところなんですけども、ここ今回についてはちょっと2年というふうな形で進めておるところです。

○委員長（堀内和久君） 暫時休憩いたします。

（午前10時39分休憩）

（午前10時41分再開）

○委員長（堀内和久君） 再開いたします。

答弁願います。

中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君） 先ほどのお話の中で、内部改修の予定なんですけれども、産業文化会館の部分については、一部改修を検討しておりますが、プールの場合は、水の配管等の内容がありまして、全館利用できない状況が続くと想定されます。そのため、その期間等を勘案するために、人件費等も関係すると思ひまして、2年間とさせていただいております。

○委員長（堀内和久君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君） 少し教えてください。2点ほどあるんですけども。

1点がアンケートのところに、トイレの改修、トイレが汚い、トイレをもう少しやって欲しい、シャワーの水の量が少ないっていうような話があるんですけども、ここについてのこれからどうするかを教えてください。

○委員長（堀内和久君） 中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君） 議員おただしのおりですね、緊急的に修繕をしていかなければいけない箇所は、特にトイレについては早急に対応させていただく予定にしております。

先ほどお話あったシャワールームやサウナ室で体を温めるところについてもですね、できる限り利用者の不快な思いをさせないような改修については、早期に対応させていただく予定にしております。

○委員長（堀内和久君） 岡本委員。

○委員（岡本喜好君） あともう1点、資料3ページ目のグラフなんですけれども、あと温水プールのこの人数というのは、一般水泳とスイミングの利用者を足したものかなと思うんですけども、令和3年については、一般の方が1万5,000人で、スイミングについては、これ1,000人ぐらいなので1万6,000人ぐらいになろうかなと思ってですね、そうすると合計の人数が、3万7,235人

になってるんですけども、このグラフってのは合ってるんでしょうか。

一般水泳とスイミングの方以外に温水プールを利用された方が2万ほどいるってことですかね。

○委員長（堀内和久君） 中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君） ちょっと内容についてお調べさせていただきますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

○委員長（堀内和久君） その件については保留します。

ほかに質疑ありませんか。ほかの部分があれば、続けてどうぞ。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君） 同じく3ページ下の方の利用料金収入っていうのが、令和2年、3年、4年で上がってきてるんですけども。一方アンケートの方で水泳料金ですかね、金が2倍になってますという形になってまして。

逆に1ページ目のところには、利用人数。利用人数がちょっと増えてるのか。これはあれですかね、大分上がったこれ、要は料金と収益の部分っていうのは、連動してると思うんですけども。

これどれぐらい、倍上がるっていうのは、どうなんでしょうか。

○委員長（堀内和久君） 中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君） 温水プールにつきましては、利用料金の変動が令和3年にありました。

それともう1点、シルバー割引というものがなくなりまして、70歳以上の方が利用が一般料金と変わらなくなってしまったことにより、料金が上がってしまったというふうに想定しております。

○委員長（堀内和久君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

土井委員。

○委員（土井裕美子君） ちょっと指定管理の方から外れていくかもしれないんですけど、今のプールの方を2年後ぐらいに、全面改修するっていうことですよ。これって、人口がどんどん減少していく中で、こ

の橋本市として市営の温水プールを今後ずっとこれから維持して、いくっていうことを市の方の中で検討された結果、そのようなことができてるんですか。やっぱり橋本市内にも、民間の温水プールをお持ちのところもあります。

やっぱり市がこういう施設をずっと維持していくっていうことに対してですね、やっぱりいい加減なことはできませんから、全面改修とかいろんな面で、やっぱり覚悟を決めてっていうか、これからの市政の方針を決めた上でやっぱりある程度全面改修をしていく必要があると思うので、どのような議論がなされて、その全面改修をされるのかなっていうのをちょっと。お聞かせいただきたいんですけど。

○委員長（堀内和久君） 中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君） ご指摘のとおり温水プールには非常に多額の費用が発生することが想定されます。

今後ですね、内部改修についても、市の方針について検討しまして、まず金額がどれぐらいかかるのかっていうのをまず想定させていただきまして、そのための維持管理費用、そして、人件費等も勘案させていただいて、トータル的に存続するかどうかの方向性について決めて、温水プールの方を存続するかどうかについても検討していきたいと思っております。

○委員長（堀内和久君） 土井委員。

○委員（土井裕美子君） そしたら2年後は全面改修ではなく、一部改修っていうことなんですか。2年間かけてどのようにしていくかは決めていく。スイミングスクール私もちょっと、学生時代にいろいろ関わってましたんで本当にすごい費用がかかります。いまだいぶ古い施設でございますので、今あんななかなかプールを維持し、今度改修だけでは済まへんと思うんですよ。

今もうプールの深さが全部自動で変わるような、すごい良いプールもあるんでね。中身のそのコンクリートの部分もあんなコンクリートとかタイルとかじゃなくて、もっと性能のいいプールがあるんでね。

それを市として運営していくのかどうかっていうのがね、しっかりやっぱり考えていかんとあかんの違うかなっていう、そういう時期に来てるかなっていうのが一つ。

これずっとこの産業文化会館と温水プールを、ここの文化スポーツ振興公社に委託していくのか、今までもずっと民間に公募をかけましたかっていうような議論も、いろんな議員さんが質問したと思うんですけども。今回も、もうその民間にもう全くの民間ですよ、全くの民間に公募をかけるといような、そういう議論はなされなかったんですかね。

○委員長（堀内和久君） 中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君） ご指摘のとおり、前回の指定管理でも、民間の活用についてのご議論があったことは承知しておりますが、先ほどお話があったように、現在の状況についても、老朽化が非常に激しくて、何か故障があった時の対応であったりとか、緊急に対応する方がですね、新しく民間にされる方よりも、14年間ずっと維持管理をしていただいた文化スポーツ振興公社の方が、早急に対応できるというふうに想定させていただいております。文化スポーツ振興公社が最適であるというふうに判断しました。

○委員長（堀内和久君） 納得します。できないですよ。

土井委員。

○委員（土井裕美子君） そういう議論がなされたんかなっていうことですよ、市当局の中でね。それは教育委員会だけじゃなくて、市全体の問題だと思うんですよ。

ホールに関してはね、もう市民会館はもうなしにするから、やっぱ本市の中では一つ大きなホールが必要なので、それは維持していくっていう方向性を出されたのかなと思うんですけども。

やっぱこの温水プールっていうのが、これから本当に必要で維持していけるだけの財政力もあるのかっていうこととか、そういうことも含めて、やっぱ民間だったら

しっかりとコマーシャルとかをやると思うんですよ。

けどなかなかこう、コマーシャルもされているようにはあんまり思えないようなところもございますね。

だから、市として本当にもうちょっとこの温水プールに関しては、しっかりと議論をされた上でこういう案件は上げてきていただけたらなと思うんですけども、その辺は、政策とかはいかが。なんかそういう議論はないですか、もう教育委員会にお任せなんですかすべて。

○委員長（堀内和久君） 総務部長。

○総務部長（井上稔章君） ただいまのお質しにお答えします。

今回の説明の中でもありましたように、実際プールをいま利用されてる方っていうのが3万数千人っていう方がいらっしゃる。市民サービスの提供を利用してくださってる方もたくさんいらっしゃるというのが現状です。で、いきなり温水プールを存続するかどうかの議論は、今の段階では考えておりません。

先ほど中央公民館長からもお話がありましたとおり、温水プールの維持が困難になった場合、どの程度コストがかかるのか、一部改修で済むのか、それとも全面改修をする必要があるのか。全面改修した場合は一体いくらコストがかかるのか。そこら辺の数字も、今の段階ではまだ全く財政当局にも上がってない状況になっておりますので、現時点で温水プールを存続させるのかどうかっていうのはコメントとしては差し控えさせていただきたいと思います。

ただ、いま利用者の方が利用していく中で、利用できないような状況とか、そういうようなことがあるといけないので、その点については担当課と協議しながら、修繕するべきところは修繕する、そういうような形で、検討していきたいというふうには考えています。

以上です。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） 総務部長が言われることもごもっともであると思います。

かたやその議案を上げてきてね、3年に2年に変えた根拠を、もうきっちりある程度ばやけた感じで見えました。

やっぱその政策決定の中で、市民にこの人気のあるプールっていうのは、ある程度必要性ってのは感じておると思います。

ただ、金額が高すぎると、じゃあどうなるんですかっていう議論を先にして上げてきた方がええんとかやうんかなっていうのは、ある程度、そこはまたマンパワーの話、どんだけ仕事してるかの話になるんですけど、安けりゃ安いにこしたことはない。

高野口のプールっちゅうのは、ニーズがあるから必要やと思う。で、委託先が文化スポーツ振興公社っていうのは当然子会社で、意思疎通も取れるし、何かあった時に対応してくれるっていうのも一理あります。

ただ、やっぱここまで品数揃ってるのであれば、やっぱり置いておきたいという市としての方向性のもとに、もし直す場合はどれぐらいかかるんだらうっていうのはやっぱりこういうのは、この議案上げる前に調査してくるべき。3年間の間にもう壊れとるところ、老朽化っちゅうのはずーっと前から言われてきてる。高野口中学校、冷房いろんなとこ言うてきとると、それに対しての査定見積もりを入れてこないで、その期間がやってきてしまったっていう方が正しいんとかやうのかなって僕思うんですよ。リミッターっちゅうのはもうケツ切られとるわけですから。

だからその辺は、政策部局、市の中核と教育委員会部局の意思疎通の問題があると私は思うんです。

だから、部長の答弁間違ってるとは言わないです。部長が、政策と総務部長が持つとる、当然副市長の持つてる情報、上がってきた情報が多分それが正直な、その答弁にしかできないんだらうというのは推測できます。

ただ、教育委員会部内の協議したのじゃあいつよっていう話になるんですよ。協議

が早かったら市の中核にその話をもっと半年も前にしといて、この議案を上げるってなったら、総務部長答弁変わるでしょ。はっきり言うて。それを土井委員が言うとなんのかやうのっていう話なんですよ。

もう過ぎたことなんでこれはもう、公社は素晴らしいとこなんであれなんですけどね。そこが日頃の歯車なんかなっている。この公の施設の管理についての質疑と外れるんでね、そこはやっぱりちょっとふんどし締め直しいただきたいと思います。

で、私の質疑はここからなんですけども、価格高騰と本市の会計年度任用職員も賃金上がっていくっていう方向性の中で、文化スポーツ振興公社、あえて子会社っていう言い方しますけどね。ここも何て言うんすか。臨時嘱託から会計年度に変わった。まあ言ったらそれに準じていっとるわけですね。ここも同じように準じていっとるから会計年度さんっていう表現になります。だからここも、賃金上がるっていう計算のシミュレーションのもとにやってるんですか。ちょっと答弁ください。

○副委員長（垣内憲一君） 中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君） 委員長ご指摘のとおり、会計年度任用職員に準じた料金体系を維持する予定にしております。

○委員長（堀内和久君） もう1個だけ。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） 説明書の5ページですね、上の方、「舞台音響について外部委託をせず、技術を持った職員を配置し」っていう言葉にちょっと引っかかるんですけど。あれぐらいの、かたや真ん中の方でね、ピアノ活用してとか専門性の高い、ほんで結構工事費用も補強もして、お金入ってますよね。ほんでそれなりの格式でやっていく。専門性の人も雇うにもかかわらず、音響は外部委託せず、技術を持った職員ってこれ何の資格を持った人ですか。できますやります頑張り的人ですか。これちょっとイコールに僕の中でならんんですけど、いかがですか。

○副委員長（垣内憲一君） 中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君）いま委員長ご指摘の音響等についての内容については、産業文化会館の音響設備を熟知している職員という形で、職員が舞台音響装置を担当することにより、音響を維持しながら、音響業者による委託を利用者の方がしないことで、来場者の入場料を減らすということが目的となっております。

で、資格等については、現状では、すいませんのような資格があるかっていうのはちょっとまた後でご説明させていただきますが、その資格を持つためにいろいろ研修等をしてですね、技術を磨いているというふうに聞いております。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）僕の場合はもう後日の説明結構です。

技術を持った職員っていう定義をね、もう軽んじらんと、もうちょっと重たいもので、熟知した職員っていうのは僕はおるようには感じないので。今後やっぱり勉強していただいて、結構人の入れ替わりも激しいように、勝手に感じてますし、こういうお金を取って使っていただいとるホール。これなりの設備を投資したんやったら、それをちゃんと使える人っていうのはやっぱりイコールになっていかないと。それに対してのそのプラスアルファの賃金。この辺はちょっと検討課題として置いといてください。答弁は結構です、当たり前のことやと思うんで。それなりの技術を持った人しか扱えないはずなんでね。その辺はお願いします僕の分は再度の答弁結構です。

ほかにありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君）要望みたいになってしまいうんですけども、産業文化会館で映画会やったことありまして、上映装置がね、かつらぎ町のホールは、どういう言い方したらいいか、最新式ちゅうかね、綺麗に映る装置なんですよ。産業文化会館で映画やった時は、それがあかんかった。

それでね、映画会やる時の上映装置ね、ちょっと見直して、かつらぎ町に聞いていただいて、同じような事ちゃんとできる形にして欲しいと思います。

○委員長（堀内和久君）要望的な想いだと思うんですけど、答弁いただけますか。見解でも結構です。約束じゃなくても結構です。

中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君）施設の老朽化の中でご不便をおかけしまして大変申し訳ございません。

実際にですね、映画上映会をするにあたっては、市で主催させていただいている事業については、映写機の業者に、新しい映写機をですね、委託してそこでしていただいているというような状況でございます。

で、いま附属の設備では、どうしても古くなっておりまして、今後検討して参るんですけども、ただプロジェクターの費用がですね、非常に高くなりまして、金額については、グレードによって金額が大きく変わると思います。

なので、その内容については、ちゃんと綺麗にするっていうのはちょっとお答えはいま差し控えさせていただきたいと思います。

○委員長（堀内和久君）よろしいですか。

議長。

○議長（森下伸吾君）唯一の橋本市での大ホールを持ってる施設ということなんで、指定管理の方ももう使い勝手がいいように、私もここでやってることよく聞く質問2点、11ページ見ていただいたらですね、質問、アンケート結果も出てるんですが私もよく聞く質問2点ちょっとお伺いしたいと思います。

1点は先ほど岡本議員も言われましたけど改修の件で、トイレの洋式化ですよ。和式が多すぎると言いますか、やっぱりたくさんの方が来場されると、どうしても今はもう年配の方が多いため洋式化でないとかかんと思うんですが、その点が1点。

もう1点はやはり駐車場の問題ですね。たくさんの方が来られますので駐車場が狭いということもあって、特に前の駐車場を使うんですけどそれでもいっぱいで、このあいだの海外の方の公演の時も駐車場いっぱいでした、どっか借りてたと思うんですけども。そういう時の対応ですよ、駐車場の問題。あとは駐車場から前渡るここにも書いてますけど、横断歩道の問題ですよ。特に毎日渡る子どもたちが駐車場に停めてレインボーのプールに行くときに渡るときに駐車場、あそこに横断歩道がないので危ないんじゃないかということを再三言われるんですが、その点把握されて対応されてるのかどうか、その2点伺います。

○委員長（堀内和久君） 中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君） まず、トイレの改修については、先ほどお話をさせていただいたように、緊急修繕については予定しております。

洋式化については、ちょっと利用者の方のご意見の中で、和式の方がいいという方もおられるというふうに聞かせていただいております。なので、内容については、文化スポーツ振興公社と協議して、洋式化について検討して参りたいと思っております。

続きまして、駐車場についてなんですけれども、駐車場については、ご指摘のようにですね、ちょっと台数が少し少ないというふうに把握しております。これまでは近くの公共施設に依頼をさせていただきまして、そこでお借りさせていただいたりとか、あとは主催者側の方に駐車場についてのご提案をさせていただいて、お声掛けをさせていただく場所をですね、お伝えさせてもらったりしているんですけども、今後ですね、駐車場については、大きなイベント等で利用できるように台数を確保できるように、今後検討して参りたいと思っております。

もう1点、駐車場の前の横断歩道についてなんですけども、以前もいろんな市民の方や利用者の方からお声掛けがあったんですけども、警察等も協議させていただき

まして、いまある横断歩道から、ある程度距離を置かないと設置できないというふうに警察の方から言われております。

利用方法については、できる限り横断歩道を利用していただけるような方策を考えさせていただきまして、横断歩道については、ちょっと警察と協議した結果難しいというふうにご理解いただきたいと思います。

○委員長（堀内和久君） 議長。

○議長（森下伸吾君） 今の横断歩道の件ですけれども、もうそれもわかるんですけども。でも毎日使うのがどっちか。どれだけの交通、横断歩道を渡るところどっちかというのを考えたら、ちょっと設置場所を考えなアカンのじゃないのかなと思うんですよ。

もしこっちしかアカんっていうのであれば、いまある横断歩道を移動させる方がいいのか。何とか2つ付けてもらいたいところですけどそこは難しいと言われたら、レインボーは毎日あそこ渡ってると思いますね。イベントの時はそんな時だけですけれども。そこはちょっと考えなアカンのじゃないかなというふうにも思います。

あとは洋式化に関しては和式が必要だということもわかります。でもただ、全体的なことを考えると、例えば10基あってそのうち1個だけはしておいたらいいんじゃないかとかいう形もあると思うので、その辺はまた協議してもらえたらなというふうに思います。

○委員長（堀内和久君） 答弁よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） 保留してた部分はいけますか。

中央公民館長。

○中央公民館長（中田 幸君） 先ほどの岡本喜好議員からのご指摘なんですけども、この金額については、収入の金額の内訳となっております。

スイミングの方が令和3年度、大幅に休止期間がありまして、大幅に減っているという形になっております。

収入については、先ほどお話をさせていただいたように、コロナ補填等で、補填させていただいて収入が一般水泳とスイミングの収入以外の収入があったというふうにご理解いただきたいと思います。

○委員長（堀内和久君） 再質問ありますか。いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、20分まで休憩いたします。

（午前11時09分休憩）

（午前11時20分再開）

○委員長（堀内和久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 請願第2号 学校給食費の無償化の継続実施を求める請願について

○委員長（堀内和久君） 次に、請願の審査に入ります。

請願第2号の紹介議員は、阪本議員であります。

お諮りいたします。

本請願の審査にあたり、会議規則第142条第1項の規定により紹介議員の阪本議員の本委員会への出席を求めることといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ご異議がありませんので、そのように決しました。

これより、請願第2号 学校給食費の無償化の継続実施を求める請願について を議題といたします。

それでは、請願紹介議員より請願理由等について、説明願います。

阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） 請願書を読み上げて、理由の説明に代えさせていただきます。

まず請願の要旨は、橋本市の学校給食費保護者負担分の無償化を継続実施することです。

理由としましては、この全部読みますと、日頃は、子どもたちの健やかな成長発達を支えるためにご尽力いただき、ありがとうございます。また、2023年9月から3ヶ月間の学校給食無償化の実施に尽力されたことに敬意を表します。

さて、学校給食の無償化は、今年度さらに多くの自治体に広がり、和歌山県下でも半数以上の自治体が実施しています。

伊都地方においては、7月以降、橋本市を除くすべての自治体で無償化されています。

現在、橋本の学校給食を考える会が実施しているアンケート調査でも、給食費の負担が重い63%、無償化に賛成85%、はまだ今もアンケート実施中で、これは11月23日現在の集計です。

無償化を求める声は多数の市民の願いです。

また、アンケートには「物価高騰で家計負担も重いなか、3ヶ月間、無償化してもらって助かっています」「今後も続けていただければ、とても助かります」「橋本市も近隣町村と足並みをそろ

えてください」などの声が寄せられています。

回答の約8割が40代以下の子育て世帯家庭であり、その切実さはより増しています。

そもそも教育基本法、学校教育法など法の趣旨を踏まえ、子どもたちへの食育を推進するため、また子どもたちの成長の基盤である家庭を支援し、そのことによって、子どもたちの健やかな成長を保障するために、1日も早い無償化の全面実施が求められています。

それは、橋本の学校給食を考える会の署名やアンケートなどに示された市民の願いにこたえるものであるものでもあります。

よって、橋本市における学校給食費の無償化の継続、期間限定でない全面実施を改めて要請するものです。

また先日、学びの日に、市議会の方もいろいろなコメントを求めましたが、その中で集約で言えば、276件の意見をいただいて、給食費の無償化っていうのも、その中で、7件ありましたし、また保育所の給食費の無償化を求める声もまた4件あった。ということも申し添えて、この学校給食費の無償化の継続実施を求める請願に是非ともご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（堀内和久君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本安弘君）まず1点お伺いします。

このアンケートをとっていただいているんですけど、うちの方にもアンケートがきました。そんな中で無償化に賛成か反対か、給食費の負担が重いか、重くないかっていうアンケートだったんですけど。

いま85%、11月23日現在ということなんですけど、これは残り、送付した数の割合からの85%なのか、今返ってきてる中での85%。無償化に反対ですよっていう方もいらっしゃると思うんですけど、それも含

めての85%なのかその辺ちょっと1点お伺いいたします。

○委員長（堀内和久君）阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君）

まだアンケートは現在も配ってる途中で、帰ってきた中でのパーセントです。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本安弘君）そうしたときに賛成とか負担が重いっていう割合はもちろん多い。そういう聞き方であったので、もちろんそういうアンケートの結果になると思うんですけど。

そしたらは逆の意見っていうのも自由記述の部分もあったと思うんですけど、その辺わかる範囲で教えていただけますか。

○委員長（堀内和久君）阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君）すいません。申し訳ないですけどその資料は持ち合わせてないので。

答えることはできません。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本安弘君）そしたら僕らもここにいらっしゃる議員もそうなんですけど、学校の無償化については別に反対するものでもありませんし、是非とも当局にはやっていただきたいなというふうに思っております。

しかしながら会議の中でも皆さんご存知のとおり、実質的に2億円、いま無償化の方を除くと1億5、6千万円継続して要りますよっていうことであります。

それは継続して行わないといけないということは、スクラップアンドビルドっていうのも考えないといけないと思うんですよ。その辺この請願に対して、身のあるものにするにはやっぱりそれなりにどうすればいいのかっていうところも、考えないといけないと思うので、ただ投げっ放しで、当局はしてくれないよっていうだけではいかんと思うんで、その辺紹介議員さんもお理解いただいているところなんですけど、その辺、何かこうしたらいんじゃないのかっていうような、意見があれば教えていただきたいんですけど。

○委員長（堀内和久君）阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） これをするためにこれを削ってくれって言うことは難しい。実際のところね。いろんな年代でいろんな要望がある中で、この私たちのこの給食を無償にするために、こちらを削ったらいいんではないですかっていうようなことを、言うことはそれはとても難しいし、むしろ橋本市としてどこに重点を置かれていうことを考えるのが、市の役割であるというふうに思います。

○委員長（堀内和久君） ほかにありませんか。

私よろしいですか。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） 説明よくわかりました。今のもすごく響きました。

市としての位置付けで給食費無償化をどこに置くかちゅうのはこれ、私らの課題でもありますし、当局側の課題でもあると思います。

当局側の課題である根拠っていうのは、この間から陳情、国会陳情行ったときのメニューにもこれがあったと思います。っていうことは、こども家庭庁、国に対して、してください、お願いしますっていうてますね。市はやってあげたいからします。当然自分とも腹くるつもりですよ。それは僕は思うんです。で、プラス、知事のマニフェストもこれありましたよね。っていうことは、市、県、国が一枚岩になったら一番うまいこといくと思うんですけど、Cのスタンスで一番良いとこであり悪いところは、国にお願いに行ったらじゃあ自分とは国がつけてくれるようになったからしますっていう解釈なのか。今はこれ補助金で3ヶ月ですけどね。給食センター長おられるんで。去年の決算ベースでの給食費年間なんぼいるか。で、陳情に対して何%割合を求めて自己負担はどれぐらいっていうふうに試算しとるんか。この辺二つ、給食センターと当局お答えいただけます。

もし仮にできた暁には、この辺の数字確認しておきたいんです。

○副委員長（垣内憲一君） 給食センター長。

○学校給食センター長（井上恵二君） ちょっと問われてることがもうひとつよくわからないんですけども。

先ほどお話もあったように、すでに就学援助、それからこの無償化については、学校の職員とセンター職員は関係ないと思いますんで、年間約1億6,000万が必要になってきます。

春にも県に対し、秋には今おっしゃっていただいたように国に対して要望は行っております。

申し訳ございません、ちょっと聞いていただいている、ルールの割合っていうことですか。どれぐらい割合が出れば、市がやるかとかっていう。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） 僕、センター長に聞いたかったのは決算ベースで1億6,000万ぐらいいるという答えだけで結構です。

当局、陳情に行ったメンバーのどなたか教育部局のどなたかが行くとるわけですね。ほんなら、国に対して、給食費も陳情行くとるっていうことは、どんなお願いなんですか。100%出してくださいというお願いなんか半分負担してくださいなのか、県国市で、3分の1ずつするんで、どうかお願いしますっていうに言っとるんか、その根拠ですね。ただ陳情に行ったわけちゃうでしょ。それを聞いとるんです。お願いいたします。

○副委員長（垣内憲一君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） 国の方に陳情に行きましたのは、国の方が主導で全国的に給食費の無償化が進められるように、補助金の制度化をお願いしますということでお願いに行っています。

その中で案としては、国3分の1、県3分の1、市3分の1っていうふうな形の制度が、っていうふうなこともありましたが、そこのところで国の方はちょっとまだ、そういうところは難しいというふうな話を聞いておるところです。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） こっちからのお願いの定義はよくわかりました。理にかなってると思えます。ていうことは、国が難しいどうのの話は置いて、県はマニフェストです。4年以内に来るであろうと期待してます。市はその時が来たら、3分の1の財源は、どうお考えですか。

例えば来年来たときに、市は、財政課長もおられるし、どなたでも結構ですよ。この3分の1の覚悟を持って国に行ってるわけでしょ。

だから今さっきの岡本委員と阪本議員のスクラップではなくて、この3分の1の算定根拠ってのは市は当然持つとるからお願いに行つとるんですよね。出せる覚悟はあるんですよね。お願いします。

○副委員長（垣内憲一君） 総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君） 陳情に行かせていただいたのは、給食費の無償化ということで、具体的にはその割合ということまでは、陳情のお話の中には申しません。

2億あまり、本市で無償化をしようとするれば年間かかるということで、その一部がもうすでに市の方で充当させていただけるというところを申ししたんですけれども。

今の給食のその法律の中では、材料費は保護者が負担するという法律になっているというところで、法律を基本的には変えていかなあかんというところのご説明も受けております。

国の方も、たくさんの市町からこの無償化については、陳情を受けているということなんですけれども、やはり本市もそうなんですけれども、給食を実施していない学校も、本市にはありますし、全国的にもそういうところでもありますので、そういう法律の問題であったり、実施しているしてないの問題であったり、また国の方で年間給食費の無償化をしようとするれば、約1年間で5,000億円かかるというところで、5,000億を給食の無償化に充てるのか、それとも教員の大幅な増員に充てるのか、もしくは教育教材などの充実に充てるのかとい

うところは、やはり選択していかないといけないっていう、そういうお話をいただいております。

本市といたしましては、皆さんの6千筆余りの要望を受けて、署名を受けてのところもありますので、その要望を汲ませていただいて、国の方へ陳情に行かしていただいております。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） 私そんなこと聞いたんと違ってね、陳情に行くのはまず、そちらの自由なんで好いたようにしてください。

ただ、陳情に行くっていうことは、予算がついた暁には、県もついた暁には、市3分の1、教育部長言われた割合が妥当だと僕も思います。その3分の1の覚悟があつていっとるんかって言うところなんです。だから財源確保は市でできるんです。スクラップアンドビルドじゃなくて、例えばふるさと納税であったり、市当局の内部で、何かを削って、この3分の1の5、6千万に充てようとか、そういう根拠を持っていかなとただの遠足になりますよって言うわけですね。市の覚悟を聞いてるんです。

だから、国の法律がどうか、お願いがどうかアンケートがどうかじゃなくて、請願を採択する上で、市にお覚悟があるのか僕聞いてるだけの話なんです。

いかがですか。

○副委員長（垣内憲一君） 総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君） 覚悟というか、割合につきましては、先ほど申したように、やはり本市としてもこちらの方から、国がいくらで県、都道府県がいくらで、市が、市町村がいくらということのお示しということはできないと思います。

ですので、もし国、県の方でそういう指針になったのであれば、本市としても検討していくべきだと思っております。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） ありがとうございます。でもお願いに行つていううち出さん

ってそんなね、100%国が出すってなったらそれは一番丸く収まるんでしょうけど、県も助かると思うんでもそんなんは、多分世の中無理ですわ。地方創生でも2分の1とかよく市長言われるじゃないすか。最初はいいけど途中で2分の1、3分の1自己負担、地方公共団体に来るんですって。その覚悟と計算式っちゅうのは、財政部局それだけ優秀だったら多分できとるはずですよ。

ただ、財源確保と政治的判断の覚悟が覗けないのに、この請願を採択するっていうのはいかなものかっていうふうになるんです。

だから市としての本気度を聞いとかなと。これをせっかく上げていただいた請願ちゅうのは生きないと思うんですよ。ただのアンケートを右から左やったらいかんと、アンケート来たから上をお願いに行く。アンケート来たから、請願が上がってきたから請願を採択すると。市はやっぱり、国と県が、市がこうしたいから国と県にもしてもらわな困るんだっていうぐらいの、極端なイメージを持っていたかないと、やっぱり予算執行において優先順位ちゅうのはそれぞれあるかと思うんで。その覚悟、それだけはやっぱり持つって欲しいと、県と国がつけたのって言うた時に、うちありませんねんってこんな恥ずかしい話はなしにしていだきたいというのはちょっと思うんです。それだけの話をしてるだけで。

答弁できたらしてください。もうこれ以上は聞きませんので。

○副委員長（垣内憲一君） 副市長。

○副市長（小原秀紀君） 当然、国と県へ要望ということで行っておりますので、国の制度として、補助制度ができましたら、やはり恒久財源が確保できるということですので、当然市もついていく必要があるというふうに考えております。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） シンプルな話で、その言葉聞きたかっただけです。ありがとうございます。

ほかにありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君） 初め頃から言いますと、この春に全会一致で、やっぱり議員全員賛成いただいて、私も国への要望、と一緒に同行させてもらったんです。だから、ある意味ね、議会もそうだし、当局もそうやし、何とかこれを無償化実現しようという想いはもう一致して、それが市民の声をそれぞれが思ってるから、何とか実現しようっちゅう動きになってると思うんです。

そこがすごく大事で、だからこれ当局も本気でね、これは無償化していくっちゅうことを、そういうふうに進めていくような意気込みをしていかんとあかんと思うんですよ。やっぱり市民の声をそれだけどちらも当局も、議会からもそういう声を持つてるからこそ、そういう動きがあるんでね。

だからこの全会一致の声も私らは届けていかなあかんと思うし、だから内容をどうするかということがあるんですけども、自治体によってはね、全面的に無償化というよりも、まずは和歌山県内でもね、条件付けて小学校から始めていこうとか、また中学からとかね、いろんな考え方もぜひしといてね、何からできるかいうことも考えていくことも大事なんで。

小学校も中学校も一斉に全部やってしまうやというスタートじゃなくて、どういうことからスタートできるかいうことも含めてね、考えていかんと、もう全く100%望むこと、できたらそれに越したことないですけども。だからその辺の協議もして欲しいと思ひましてね、やっぱ市民にこたえるために、何からどういうことから始めたらいいかということも考えていただいて、またここから無償化についてスタートしていこうとか、いうふうなことも考えながらね、やっていかんと、私はなんか時間ばっか過ぎるような感じがするんでね、そんな検討は当局でも持っていていただいて、進めていだきたいという思いがあるんです。

だから、初めに言ったようにやっぱり当局も議会側もそういう市民の声を届けてる

ことはもう確かにありますんでね。何とかして、お互いにそれを実現していく方向で。何からできるかを考えていくようなこともね、含めて検討して欲しいと思うんですけどね。

○委員長（堀内和久君） 請願趣旨の粹として、答弁できます、当局側。できなければ結構です。想いの部分を述べていただいただけなので、請願を取り扱うか否かとはちょっと違う。請願を採決する時にどう思っているのかっていうこととはちょっと違うと思うんで。検討の要望ということで、両輪合わせて、この請願に対して向き合っていくたいっていうことでよろしいですか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君） すいませんちょっと私理解不足であるかもしれんけど、先ほど給食を出していない学校があるから、なんかその難しいみたいなことをおっしゃられたんですけども。

逆にこの給食無償化を国がやるって言った時に、給食を出していない学校があるから、うちそれ反対しますっていう議論にはならないんですか。

○委員長（堀内和久君） 総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君） 給食を実施していないからっていうところを言ってくださってるんですね。

その国のお話で聞いてきたところなんですけれども、私学であつたりですとか、中学校給食を実施していないとか、そういう市町があるっていうところを言うてくださって、そこは橋本市にも当てはまるどころだなと思っています。

○委員長（堀内和久君） その理解の部分聞いとんですよ。だから、市が該当する自治体であるということだと思ってるんですけど、部長言われたとおり。そしたら、陳情に行ったことがマイナスにならへんのかなとか、矛盾しないかなっていう解釈をしようんですわ。給食無償に対し陳情を行ってくれてると思うんですけど、その点について整理できますか。

総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君） まずこの陳情につきましては先ほども申しましたように、いろんな皆さんのご意見も、市民の皆さんの声も聞かしていただいた中で、文部科学省のご担当に陳情させていただいてます。

確かに今回の給食費の3ヶ月間の無償化につきましても、そのところの議論もあったかとは思いますが、国への要望として、給食費の無償化という大きな括りの中で要望に行かせていただいたということで、いま市町村によって違いが出てきている。無償化にしているところ、期間的に無償化にしているところしてないところっていうのが出てきてるので、国として前向きに進んでいただきたいというそういう要望をさせていただいております。

○委員長（堀内和久君） よろしいですか。

暫時休憩します。

(午前 11 時 45 分休憩)

(午前 11 時 52 分再開)

○委員長（堀内和久君） 再開いたします。

ほかにございませんか。

垣内副委員長。

○副委員長（垣内憲一君） ちょっと紹介議員さんちょっと聞きたいんですけど、先ほど岡本議員が質問した中のことなんですけれども、例えば無償化しますというたら、それは当局が決めることですかっていうことで、聞かしていただいたんですけどね。

例えばですよ、当局がある福祉のことで、福祉サービスをなくすから学校給食を無償化しますとか、例えばですよ、言うた場合、党としてそれでいいんですか。党というか、すいません、紹介議員はそれでも納得できるんですかね。

○委員長（堀内和久君） 阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） そもそも、当局がもしその給食をすることによって、ここ削りましたっていうことがあったとしても、それを大っぴらに言うことはないと思うんです。そういうやり方で市民を分断すると

いうか、対立させるような、そういう提案
っていうことは、そもそも間違いだと思
うんです。

全体的にこう考えてここが重点だから、
ここは重点にしますっていうことがあつた
としても、それをするためにここ削りまし
た、どうですかっていうふうな提案の仕方
をするっていうのは、そもそも間違いだと思
います。

それは私の意見です。

○委員長（堀内和久君） 答弁ですね。

いいですか。副委員長。

○副委員長（垣内憲一君） それはそう言う
ことはないと思うんですけど。

でも決算書とか、今までしてくれとつた
こと、サービスがね、目に見えて感じるこ
とがあつた時にね、そういった批判に対し
て、逆に市民の皆さんっていうんかね。い
や、実はこういうことがあつたから無償化
になったんですよっていうことを説明でき
るのかって言ったらいいんですか、納得で
きる説明もできるように、どない言うたら
いいんやろう。言いたい事わかるかな。

○委員長（堀内和久君） でも副委員長、国
の年間の当初予算の枠組みの中に必要性に
応じて各省庁が予算をつけてくれること
に対しては、僕らがマイナスの提案をする
ことはないと思うんで。

我々はこの請願に基づいて国の情勢、県
の情勢、市の覚悟を持って採決するって
いうことで、市からの、一般質問とか提案で
何かを削ってここへ持っていったらいいな
んていうのは、この市議会議員とか県議会
議員からの提案でいいと思うんですけど、
国からはスクラップの部分っていうのは、
国債発行も含めて、財源確保って変動する
んで、それはそれでどこの財源を使おうが、
福祉であり子どものために使うもんやっ
ていう解釈をしてくれて、国から降りてき
たお金なんやったら、有り難く使わしてい
ただくっていうもので、ここはスクラップ
アンドビルドの議論ではないと思うんで、こ
の辺でいいかなと思いますので。

○副委員長（垣内憲一君） 申し訳ござい
ませんでした。ありがとうございます。

○委員長（堀内和久君） ほかにありませ
んか。

土井委員。

○委員（土井裕美子君） 昨年の何月議会だ
ったかな、この前も提案していただきまし
たよね。全会一致で通して、なおかつ意見
書、委員会から出していただいたと思うん
ですけれども。

これを、市議会、私たちの意見としたら
それは、学校給食無償化になるのはとても
いいことだと思うんですけれども、なかな
か議員の立場として、限られた財政の中で、
どこから、もしも国からお金が入ってきい
ひんかったら、どこから捻出していくのか、
っていう現実的にですね、考えなあかん部
分があると思うんです。

なので、いま委員長もおっしゃいました
けど国から入ってきたら、県から入ってき
たら、実行に移せるっていうことは現実的
なんですけれども、やっぱりさらに、また
今回もこれを賛成するにあたってはですね
私の考えとしては、また国、県の方にです
ね、要望書っていうのを提出した方がいい
のではないかなと思うんですけど、その辺
は議員間討議も必要かと思いますが、議員
の皆さんはどのようにお考えかっていうの
をちょっと暫時休憩して議員間討議もしま
せんか、委員長。

○委員長（堀内和久君） 暫時休憩いたしま
す。

(午前 11 時 52 分休憩)

(午前 11 時 58 分再開)

○委員長（堀内和久君） 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長（堀内和久君） 質疑がありません
ので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方あ
りませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君） 結局さっき私も意見申し上げたんやけども、同じ内容ですけどね。皆さん同じ気持ちやと思いますよ。で何とかやっこうちゅうことはね、どなたの議員もそう思っはるんやけど。

この春にもね、さっき言いました全会一致で学校給食無償化の意見書が採択されますし、私も含めて行かしてもらって、この国の方へね、市長初め、議員有志で国に陳情へ11月行かしてもらいました。

そんなことありますんで、先ほど言いましたけども、やっぱり行政当局も議会側も、この学校の学校給食無償化というのはやっぱり市民の声だから届けようという意思表示を持ってるから、行動されてるわけなんですよ。

さっき言ったアンケートの内容もさっき紹介議員からも言われたとおりそんな内容もありますし、やっぱり特に若い人たち、40代が中心してやっぱりそういう声が強いということもありますんで、今やっぱりもう、この現時点でそういう気持ちや想いがやっぱり広がってきてるんで、できることなら申し送りじゃなくて、やっぱり議会としてやっていくべきだと思うんで、何とかこの請願を採択するようにね、運んでいただきたいと。申し送りする理由は私はないと思ってますんで、何とかこのね、みんな市民の気持ちは早くやってほしいっていう思いがありますんで、この今回のこの議会でね、やっぱり議会としての意思を示すのが私はいいと思いますんで、賛成したいと思うんですよ。

ぜひお願いいたします。

○委員長（堀内和久君） 委員長より申し上げます。今のは賛成討論でよろしいんですね。賛成の立場の討論でよろしいんですね。

賛成討論の中に、いま質疑の中に否定的なこととかそういうことは質疑にありませんでしたので、討論の中にちょっと一部ちょっと誤解を招く言葉があったかと思うんでちょっと整理の権利をいただきたいと思います。

いま賛成の討論でしたので、反対の討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第2号 学校給食費の無償化の継続実施を求める請願について を採決いたします。

本件は、採択すべきものと決することに
ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ご異議がありませんので、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終わりました。

なお、委員長報告の作成については、私と副委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ご異議がありませんので、私と副委員長において作成いたします。